

衛生委員会議事録（第 56 回）

日 時	2022 年 6 月 22 日 17 : 00	
場 所	ビデオ会議	
出席者	委員長	-
	産業医	諏訪内医師
	衛生管理者	人事総務部 清水
	事務局	人事総務部 清水
	委員	情報システム室 大羽、店舗マネジメント部 森野 マーケティング部 原口
議題	(1) パワハラについて	
決定事項・報告事項	<p>(1) 諏訪内医師より、パワハラについてご講話いただく。内容は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年 5 月『改正労働施策総合推進法（通称:パワハラ防止法）』が成立。改正法は、大企業では 2020 年 6 月、中小企業では 2022 年 4 月から施行。 ・ パワハラ防止法により、企業（事業主）は職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが義務となる。 ・ パワハラ防止法では、パワハラを、以下 3 つを満たすものとして定義（①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、③労働者の就業環境が害される）。 ・ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。 ・ 具体的な対策として、①企業（事業主）によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、②苦情などに対する相談体制の整備、③被害を受けた労働者へのケアや再発防止等が必要となる。 	
その他	なし	